

内閣総理大臣（安倍晋三君） 御指摘のとおり、一般に統計データや行政文書といった様々なエビデンスを踏まえて政策を立案する「ことは重要なこと」とあると考えています。

このため、政府においては、昨年六月の骨太の方針に基づき、現在、証拠に基づく政策立案を推進する体制の構築や実践を進めているところでございます。

吉川沙織君 統計改革については、昨年の施政方針演説で総理が触れ、今おっしゃっていただきましたとおり、EBPM、証拠に基づく政策立案を政府自身、声高に叫んでおられます。一方で、統計等データの信頼性について疑義を残念ながら抱きかねないような事例もござります。よって、統計等データと国民共有の知的資源である行政文書の作成、管理の適正性について、これからお伺いしていきたいと思います。

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でござります。
どうぞよろしくお願ひいたします。

行政が信頼を獲得するためには、政策立案の基となる統計等データが正しいものであること、また、国民共有の知的資源である行政文書が適正に作成、管理されていることについてはもつ論をまたず重要なことだと思いますが、総理の御認識を伺います。

総理は、平成二十七年九月、アベノミクス新三年の矢の一本目として、二〇一〇年頃にGDP六百兆円の目標を掲げられました。GDPのこの計算方法については平成二十八年十一月に改定されていますが、このGDPの目標六百兆円を掲げられたとき、総理はこの改定があるということを御存じだったかどうかお伺いします。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 平成二十八年度中に、GDP統計についてはアソシエイト支田を投

資に計上するなど最近の国際基準に対応するとともに、より実態に合わせるべく基準の見直しが行われることは承知をしておりました。

吉川沙織君 なぜ今総理にお伺いをしたかと申しますと、総理の名前で統計委員会に対して諮問が出ててこられるからでございました。

ナレ、この諮問が出された先は総務省の統計委員会、当時は内閣府の所管でしたけれども、今は総務省の所管ですので、総務大臣にその諮問の内容と趣旨についてお伺いします。

國務大臣（野田聖子君） お答えします。

統計委員会は、内閣府から平成二十六年九月十日、国民経済計算の作成基準の変更についての諮問を受けました。その諮問の内容は、平成二十八年度中に実施する国民経済計算の基準改定において、国連が勧告した新しい基準に対応するため作成基準を変更するもので、これに基づき具体的に、研究開発費を新たに投資としてGDPに計上すること、特許使用料の海外への支払と海外からの受取の差額を新たにGDPに計上するなどとの審議が行われました。

統計委員会では、半年にわたる審議を行い、国連が勧告した基準に対応するためのものである」と、国際比較可能性の向上等に資するものであり、統計利用者の便利性を高めるものであると考えられる」とから、平成二十七年三月二十二日に諮問

のとおり変更して差し支えないと答申を内閣府に行いました。

以上です。

吉川沙織君 今、総理からも、そして総務大臣からも国際基準に対応するため答申を出したというお話をございましたが、平成二十七年九月に総理は、アベノミクス新三本の矢で名目GDP、二〇一〇年頃に六百兆円目標に掲げられています。

このGDP六百兆円目標を掲げた時点の改定スケジュールはどうなっていたか、経済財政大臣に伺います。

國務大臣（茂木敏充君） 御趣旨が完全に理解できていないのかもしないんですけれど、このGDP統計の基準改定は二〇一六年の十一月に今のような経緯で行つたものであります。

一方、総理は二〇一五年の九月に六百兆円経済を目標と表明をされたわけですが、その時点におきましては、こういった基準改定は行われると、こういったことを御存じの上で六百兆円は表明されたと、このように理解をいたしております。

吉川沙織君 今おっしゃったのは、基準が変わった平成二十八年十一月に新しい計算方法になつて、そこから一十年分をずっと計算し直して新基準と旧基準で並行して発表したわけですけれども、変更と同時に、これ二十年、平成二十七年から平

成六年分までを遡及して計算し直して新基準と旧基準で出しています。もう改定は総理が発表した時点で、総理自身が諮問を出して答申を受けてとうまく国際基準に対応するため答申を出したというお話をございましたが、総務大臣が発表したというスケジュールの中ですからお分かりだつたと思います。

このGDPの基準改定することによってどれくらいの改定幅があるかについては、経済財政大臣、御存じだったんだどううか。

國務大臣（茂木敏充君） この基準改定は大きな二つの改定要因がありまして、一つは、先ほど総務大臣からも総理の方からもありましたように、R&ANDDの設備投資への計上などの最新の国際基準、二〇〇八年のSNA、これを反映したこと。これは十五年ぶりに行われた国際基準への改定を反映したものであります。もう一つは、これまで五年ごとに実施してきた改定でありますが、五年ごとに実施される国勢調査や産業連関表等の大規模で詳細な基礎統計や最新の知見に基づく推計手法を反映したものであります。基準改定は国際ルールにのつとつてより正確に経済状況を把握するための改定であります。これによりまして日々本経済の実力により正確に計算できるようになつたと、そのように考えております。

その上で、GDP統計の基準改定の影響額につきましては、二〇一六年十一月の公表を前に二回、

試算結果も公表いたしております。

吉川沙織君 その試算結果について教えてください。

國務大臣（茂木敏充君） 一つは、一〇一三年から一四年に内閣府で行いました民間有識者による研究会、基準改定研究会であります。このにおいてあります。その中で、RアンドD設備投資への計上によりまして、二〇〇五年から一年の名田GDPを二・一%から二・四%程度押し上げる効果があるとの試算をお示しし、内閣府のホームページでもこのことは公開をいたしております。

もう一つは、一〇一六年の九月に、今回の基準改定全体によつまして新しい基準年となります二〇一一年の名田GDPを十九・八兆円程度押し上げる見込みであると、このことを公表いたしております。

吉川沙織君 一回試算を行つていて、今その試算の結果について教えていただきました。

最終的に計算をし直したら、最新の年度、これが最終の比較年度ですけど、三十一・六兆円改定幅が出たところとぞうじます。そつなりますと、名田GDP六百兆円目標を掲げたときは既にある程度目標に近づくんじゃないかとこう予想も成り立つていたと思うのですが、そういう目標にすべきだったんではないでしょうか。大臣、お伺

いします。

國務大臣（茂木敏充君） 先ほど申し上げましたが、この基準改定、これは国際的なルールにのつとりましてより正確に経済状況を把握するための改定であります。これ、何か数字を上積みするところより、日本経済の実力をより正確に計算できるようにしたと、このように考えておりまして、ちなみに、この方針の決定、これは一〇一年、当時は民主党政権であったかと思ひますが、この対応方針に沿つて行われたものだと承知をいたしております。

吉川沙織君 今おっしゃつていただきましたとおり、実際、平成二十四年一月から検討開始ですが、そもそも国際基準が採択されたのは平成二十一年の一月でござります。また、本格的に検討を始めたのは平成二十五年三月以降、十五回の検討をしておりますので、今のはあくまでも取つかかりとこうことを申し上げておきたいと思ひます。

なぜこの質問をさせていただこうかと思つたのは、先々月、召集日の経済演説において経済財政大臣は、「日本経済は、五年にわたるアベノミクスの推進により、名田GDPは過去最大の五百四十九兆円に拡大し」とお述べになつたからです。

名田GDPが拡大したのは、今るる御答弁いたしましたけど、アベノミクスの推進もあります。

ただ、それよりも国際的な基準に対応したという計算方法が改定された後、三十一・六兆円の改定

この方が幅としては大きいんじゃないでしょうか。

國務大臣（茂木敏充君） 委員がお示しをいただいてあります名田GDPの基準改定前後の比較、これを御覧いただければお分かりのようになります。これと、これがブルーの旧基準であります。赤の改定後の基準であります。しかし日本のGDP伸びているのはお分かりいただけるんじやないかなと。

そして、その新基準を採用しておりますから、四十九兆円と、古い基準ではなくて当然新しい基準に沿つた数字を申し上げるとこうになるとになります。

吉川沙織君 もちろん、私自身、アベノミクスの効果はあると思っています。

ただ、ただ、この基準改定によつて、この内訳は、一月二十四日の衆議院本会議で総理御自身が答弁なさつていますけど、国際基準への対応との他の要因でこれだけ改定幅が出ています。御答弁をなさつています。名田GDP六百兆円の目標を掲げられる前から、基準改定によつてGDPの押し上げ効果は少なからずあるとこうことは分かつてのことになります。旧基準のときとここの六百兆円目標を達成すると発表して、その後、

幅になつてこます。

名GDPについて、今の数字は五百四十九とおっしゃこましたけれども、旧基準も併せて出した方がアベノミクスの効果といつものはより分かるかと思つんですが、経済財政大臣、むづじょひ。

国務大臣（茂木敏充君） これは考え方だと思いますが、先ほど申し上げたように、この基準といつものせ、国際基準につきましては十五年に一度そついつた形でルール変更、今回の場合はRANドロ等を組み込む、そして国内につきましても最新のデータ等を入れ込む。今回の場合、例えば建設投資につきまして、今までインプットで見ていたんですね、これを今回はアウトプットで見ると、こうこうことによりまして、年によってそれが上になつたりとか下になつたりしますけれど、統計であつたりとかこいつたものは新しい基準になりましたら新しい基準で、御覧のように、その新しい基準にした年からではなくて、その前まで遡つて新しい基準で見てトレンドを追つて、これが正しいやり方ではないかなと思ひます。

吉川沙織君 内閣府の公的な資料を見ていたしますと、普通、基準改定したとき、遡及は十年と書いてあります。何で一十年以上したんですか。

国務大臣（茂木敏充君） より長いスパンで経済のトレンドを追いたいと。特に、日本は一九九

〇年以降、バブルがありまして、バブル後の経済の落ち込み等々もあつたわけであります。さらには、一〇〇八年にリーマン・ショックを経験するといつともいわいまして、このバブル、バブル後、そして失われた二十年、それにはリーマン・ショックと、こいつた若干長くトレンドで見た中で日本経済の姿がどうなつていくかと、こいつたこともお示しをしたい、こいつ意味で一〇〇年のスパンとこうことにさせていただいておりまます。

吉川沙織君 昨年三月九日の総務委員会で実は

この問題を取り上げまして、何で十年じゃなくて二十年なのかなと思つたら、二十年遡ると、旧基準のピークが平成九年なんですが、十年だとそれを超えないとかいろいろ要因があつたようですが、さうにして、一〇一〇年頃GDP六百兆円目標を立て、一十六日の衆議院予算委員会で総理の御答弁の中で、一〇一〇年に五百九十八兆円、一〇一一年には六百十七・四兆円でありますと御答弁なさつてあります。もう達成できる目標でしたら、この改定幅分ぐらい目標を上積みしても、一回発表されてはいかがでしょうか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば、我が国として認めてくるGDPの算出方針によつて六百兆円を目指すと、平成二十七年の段階ではそのときの目標でありましたが、その後変わつたわけでありますが、変わつた結果、確かに押し上げる形で変わつたので、いりますが、基本的にはこれはそのまま維持をさせていただきたいと、一〇一〇年頃六百兆円とこう目標でいきたいと、こいつ思つております。

吉川沙織君 改定幅の中が国際基準の対応と改定のその他要因で上がつてゐるところとは、大臣もさつき、改定のスケジュールの中で大体上がることについて、押し上げ効果があるところとはあります。確かにそれは私も認めるところですが、茂木委員からお話をさせていたいたように、国際的な基準に合わせて……

（発言する者あり）あつ、茂木大臣からですね、失礼いたしました、茂木大臣から答弁をさせていただいたよつて、まさに国際スタンダードに合わせて、このGDPについて、我々の計算基準を変えたわけで、それこますので、それで発表させていく。特段の意図はないといつことは申し上げておきたいと、このように思ひます。

吉川沙織君 では、もう特段、その三十兆円ぐらに目標を上積みして、更に政策目標を発表されるところは、今どきのところはなこと、こいつはどうしてでしょうか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば、我が国

政策目標をそこに合わせたのが本当によかつたのかどうかとこりのはこれからもちゃんと見ていくたいと思つてこります。

昨年の施政方針演説では総理、統計改革に触れましたけど、一昨年十一月に統計改革の基本方針を発表した直後、経済産業省本省において統計不正が外部からの指摘で発覚をしました。さらに、経産省が主務省である商工中金においては、危機対応業務を始め、残念ながら多くの不正が見付かってしまいました。

その中に、商工中金が毎月実施している中小企業月次景況観測の統計不正も含まされていましたが、主務省のトップである経産大臣に概要と現況について伺います。

国務大臣（世耕弘成君） 今御指摘の中小企業月次景況観測といつのは、これはいわゆる統計法に基づく公的な政府の統計ではないんですねけれども、これは商工中金が自らの取引社千社を選びまして、それを対象に電話での聞き取りを中心にしてアンケート調査を行つて、その中身としては、販売価格の動向ですか、仕入価格の動向ですか、採算の状況ですか、そういうものをD-I-Pの形でまとめて、レポートとして毎月末に公表してきましたのであります。

今御指摘のように、去年、危機対応業務での不正が明らかになりましたが、商工中金で全て徹底的

に社内の調査を行つた中で、残念ながら、この景況観測において、アンケート調査の過程で職員が実際に取引先に電話を掛けるなどして調査をしていないのに調査票を自作をしてしまつてると、これどんでもない話であります、こういったのが明らかになりました。

昨年の十月時点の調査先千社についての調査を行つたといふ、少なくとも不適切な行為が千社中百四十一社に見られたということになります。直ちに、もつこの調査、信頼性がそうのことではありますせんので、この調査の実施、公表を中止をいたしました。そして、資料が現存する範囲で更なる広がりがないか、今調査を実施中であります。残念ながら、恐らくこの百四十一社よりも少しお数字は大きくなるのかなとこりふりに思つておられます。

吉川沙織君 千社でこれだけ時間が掛かるといふことは、一万件のデータにいろいろあつたら物

すゞじ時間が掛かるのかなと思いつつ、統計等データに疑義があるといえれば、働き方改革関連法案についても非常に残念な事態になつていて、絶対に比較してはならないデータを国会答弁に

総理が用いられたり労政審の議論に用いたりされてしましました。行政の統計等データの信頼性はもとより、法案の根幹を搖るがしかねない事態でありますので、今回も、一体でという答弁を、総理、

この国会でも二回以上繰り返されていますので、内閣総理大臣（安倍晋三君） 今回、データに

つてこますかと経産省にお伺いしましたといひ、いま少しやはうあるとこりのことで調査中でござります、これ去年の十一月七日の答弁でござります。今日は二月一日でございますが、まだ調査中といふことで認識合いますか。

国務大臣（世耕弘成君） 今、毎月千社に調査を行つていて中で不正が行わっていますので、この千社の毎月の調査をそのまま担当した担当者に全部ヒアリングを掛けてといふことをやつておりますのでちょっと時間が掛かっていますけれども、もう間もなく、そんなに時間を置かず調査結果は公表できるとこりふりに思つてあります。

吉川沙織君 千社でこれだけ時間が掛かるといふことは、一万件のデータにいろいろあつたら物

すゞじ時間が掛かるのかなと思いつつ、統計等データに疑義があるといえれば、働き方改革関連法案についても非常に残念な事態になつていて、絶対に比較してはならないデータを国会答弁に

総理が用いられたり労政審の議論に用いたりされてしましました。行政の統計等データの信頼性はもとより、法案の根幹を搖るがしかねない事態でありますので、今回も、一体でという答弁を、総理、

この国会でも二回以上繰り返されていますので、内閣総理大臣（安倍晋三君） 今回、データに

つてこますかと経産省にお伺いしましたといひ、いま少しやはうあるとこりのことで調査中でござります、これ去年の十一月七日の答弁でござります。今日は二月一日でございますが、まだ調査中といふことで認識合いますか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 二月一日でござります、これ去年の十一月七日の答弁でござります。今日は二月一日でございますが、まだ調査中といふことで認識合いますか。

おいて様々な御指摘があつたことについては改めをおわびを申し上げたいと思つ次第でござりますが、その中で、国民の皆様から疑念を持たれた。そこで、我々は、この働き方改革法案の中において、裁量労働制については全面削除するところととしたところでござります。

その上において、厚生労働省において実態をしつかりと把握をして検討を進めてもらいたいとのよろしく思つてます。その上で、法案をどうするかとこつこつと見ていくことは、厚生労働省においてしつかりと検討してもらいたいと思つております。

吉川沙織君 今も、実態を把握し直す、それから朝一番でも、把握し直す、議論し直すと総理からの御答弁でございました。また、昨日の衆議院の予算委員会においても、実態を把握するには相応の時間を要すると総理自身答弁されていますが、相応の時間とは、厚生労働大臣、どのくらいでしょうか。実態の把握とは何をどうされるのでしょうか。

国務大臣（加藤勝信君） 昨日、総理から、実態について厚生労働省においてしつかりと把握をし直すと、その上で議論をやり直していきたいとのよろしくお話をございました。具体的な方法についてはこれから厚生労働省で検討していくといふことでござりますけれども、今の段階で私が考えておりますことを少し申し上げれば、やはり

新たな形式、新たなやり方によつて調査などをしていく必要が当然あるだらうと、いづれかふつに考えてあります。したがつて、まずどうこの形でやるかとこつとこつから議論いたします。

そして、それには当然、実施すればそれなりの時間も掛かり、分析も掛かり、そして議論し直すところとありますから、当然、労政審等での議論もしていただきたいことがありますから、それなりの時間が必要になつてくるんだらしつぶつと思つていますが、今の段階で具体的なことを申し上げるほどまだ詰めてはいらないとこつことは御理解いただきたいと思います。

吉川沙織君 時間が掛かるところとは今の御答弁で承知いたしましたけれども、どれくらいの時間掛かるだらうかとこつようなめども、これから一から、まあゼロかマイナスからかのスタートかも分かりませんけれども、そこから検討をされるから物すごく時間が掛かるところ理解でよろしいですか。

国務大臣（加藤勝信君） いたずらに時間を掛けようとしている思つてはあつませんけれども、今回、私どものデータにおいて選び方が異なるものを比べてしまつたと、あるいはデータでお示しをした中にこれは明らかにおかしいではないかとこつ御指摘もいただいているわけですから、やはつそうしたものを見直して、まず制度設計をし

かりやると、そして調査もしつかりやっていくとします。

吉川沙織君 今回の御答弁でも、それから昨日の衆議院予算委員会の答弁でも、例えば今あるデータで何か使えるかとこつことにはなり得ない、新もそういう趣旨の御答弁ありましたけれども、新たな調査をするところとでいいですね。

国務大臣（加藤勝信君） 先ほど申し上げましたその調査も新たに、要するに調査の仕方も含めて設計をし直してやつてこく必要があると思つておりますが、いずれにしても、具体な話は検討させていただきたいとこつふつに思つます。

吉川沙織君 本年一月十九日の閣議で予算非関連法案の閣議決定の期限は三月十二日とすることで了解がなされてます。働き方改革閣連法案がこの国会の日程法であるといつなりば、閣議決定期限を超えてわざわざ日程法を提出、国会にする必要はないかと思つたのですが、厚労大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（加藤勝信君） いたずらに時間を掛けようとしている思つてはあつませんけれども、今回、私どものデータにおいて選び方が異なるものを比べてしまつたと、あるいはデータでお示しをした中にこれは明らかにおかしいではないかとこつ御指摘もいただいているわけですから、やはつそうしたものを見直して、まず制度設計をし

改正から全面削除するところのとありますから、そつたこともお示しして、そして、**自**党的審査を得て、その上でこの国会に提出をしていきたい、といふふとに考えております。

吉川沙織君 二月十二日までに裁量労働制分を削除して国会に提出するところのと、もつ閣議決定は三月十三が非関連予算の法案の提出期限と一応閣議で決めていますけれども、そこはもう間に合わせて、**自**党的審査プロセスを経てから提出をされる、それも、裁量労働制の削除だけで提出をされるという理解でよろしくでしょうか。

国務大臣（加藤勝信君） 全面削除するといつ

ことは、そつことで、あとは、**自**党内御相談をさせていただくわけでありますけれども、それ以上の、具体的にいつまでといつ切りを、これを私どもの方から付けるわけにはまいりません。先ほど委員がおつしやったような形でのもちろん法案の提出の田途と、つのは持つておりますけれども、しかし、しつかりと議論をしていただきことは当然必要でありますので、そつた意味で今、**自**党的法案審査、これをお願いをして、いつの状況であります。

吉川沙織君 今の御答弁の中で法案の田途といつものは持つてあるわけでありますけれども、ありました、田途はいつでしようか。

国務大臣（加藤勝信君） この法案に限らず、

予算非関連法案については、二月十二日とこつて一つの田途にしているわけであります。

吉川沙織君 では、二月十二日田途で裁量労働制の全面削除をやるところのとなんでしょうか。国務大臣（加藤勝信君） もちろん、そういうことも踏まえながら、**自**党内にて法案の審査をしていただいているところのと、いふことであります。

吉川沙織君 裁量労働制の削除は、昨晩遅く私もコースを見てびっくりしましたけれども、削除を決められたと、それと政策の方向性が一緒なのは、高度プロフェッショナル制度の導入に当たります。裁量労働制の拡大と高度プロフェッショナル制度の導入は同じ方向を向いています。これは、長時間の上限規制の対象から外すところの意味で同じ方向を向いています。

他方で、長時間労働の上限規制を罰則付きで入れるところの、政策の方向性からしたら全くもつて真逆です。真逆の方の一方を削除して、一つを残して同じ法案で提出するところの、立法府にいる私たちの側からすれば、政策の異なる法案を束ねて一緒に出してくるところのつながりますので、この際、裁量労働制の削除と併せて高度プロフェッショナル制度の導入も外して立法府たる国会に提出すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

国務大臣（加藤勝信君） 働き方改革そのものは、ワーク・ライフ・バランスを改善していく、あるいは正規、非正規間の不合理な待遇差の解消等を通じて、一人一人がその事情に応じて多様な働き方を選択できるようにしていくことでのありますので、そういう意味においては、上限規制も、それから今あります高度プロフェッショナル制度も、当然働く方の健康は確保しつつ、意欲や能力を發揮しながら働いていただく、多様な働き方の環境整備の一環、そういう意味において労働政策審議会でも一体的に議論されたところがでります。

吉川沙織君 今年の常会に入つてからの本会議においても、それから予算委員会の審議においても、総理は、これらは全て一体のものとしてお願ひをしたい、その一体の中に高度プロフェッショナルの導入も裁量労働制の拡大も入つて、一体のものとしてどうにか国会で審議をしてほしいといふような、提出をされればですけれども、そういう答弁が一回以上ありました。その根幹を成す一個が削除になるところのと、もう一回ちゃんと審議し直して、立法府たる国会に、一つの法案の中に議員の賛否が分かれるようなものを紛れ込ませて束ねて出してくるのではなくて、別々に出していくべきではないかと思つてますが、総理、いかがでしょうか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 今回の働き方改革において、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入、そして同一労働同一賃金の実現と、今御指摘のあつた高度プロフェッショナル制度の創設が含まれておりますが、これ、いずれも健康を確保しつつ、誰もがその事情に応じた多様な働き方を自由に選択することを可能とする上でその能力を発揮できる労働制度への改革という一つの趣旨目的を持つものであり、一つの法案でお示しをすることが適当と考えておるといふでござります。

吉川沙織君 今の答弁の中身は、平成十七年の四月一日の衆議院本会議でも政府が答弁をしている中身とも重なります。一般的に、法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を作つておると認めるときは同じ法案で出しています。これは、平成十七年四月一日の衆議院本会議の政府答弁です。

ただ、今回の労働基準法、今回の働き方改革関連法案、本当に国会に出されるのであれば、八本の法案を見かけ上一本で国会に出していくます。その労働基準法の中に、長時間労働の罰則付きの上限規制と高度プロフェッショナル制度。これ議員の表决権も侵害するし、議論も制約されるし、政策の方向性は真逆です。だからこそ今回は裁量労

内閣総理大臣（安倍晋三君）　裁量労働制については、企画業務型の裁量労働制の拡大につきましては、言わばデータについて国民の皆様に疑念を抱かせるとこう結果になつたところからそれを全面削除するところとしたといひでござりますが残りの二つについて、これは相反するではないかとこの御指摘でござつたまつたが、我々はこの改革の方向性として、まずこの長時間労働という慣行を打破をしていく、そのために時間外労働の上限規制を導入するということとともに、そして様々な働き方を自由に選択できるようにしていくことにおいて、同一労働同一賃金もその中に、カテーテリーの中にも入るのではないかと。

そして、裁量労働制度と高プロを入れていていふところでござりますが、裁量労働制度はそういうことで今回は削除をいたしましたが、しかし、先ほど申し上げましたように、そういう観点から、その能力を発揮できる、自由に選択することを可能とし、能力を発揮できる労働制度の改革というところについては一つの趣旨、目的を持つものであるところから考えていくわけですが、また

この高度プロフェッショナル制度については、連合の意見も取り入れまして、年間百四日の休日確保の義務付けなど健康確保措置を強化をするとともに、平均給与の三倍の額を相当程度上回る水準現状では年収千七十五万円以上の方と制限をしておりまして、予定どおり国会に提出をする、そして、先ほど厚労大臣から答弁もさせていただいたように、一つの法案でお示しをすることが適当と考えていいことになります。

吉川沙織君　長時間労働の上限規制は本当にこれはすばらしいことだと思つんですが、ただ、高プロも裁量労働制も長時間労働の概念を外す仕組みですから、その恩恵を受けない、ある意味せつかくの長時間労働の上限規制が矮小化されてしまつという、こういう懸念があります。

それから、今、総理、御答弁の中で、現状は平均給与額の三倍を相当程度上回るといふ、こういう御答弁がありました。一〇〇五年の六月二十一日に経団連がホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言の中で、この適用、これも今回の高プロと趣向は一緒ですけど、この年収要件四百万と書いてあります。今は平均給与額の三倍を相当程度と書いていますけど、これ、一倍になつたり、平均給与額程度とかに変えることはないといつことでよろしいでしょうか。厚労大臣で結構です。

ツショナル制度といつことで議論をさせていただ

ハナシナリヤ

うか

いたとJNEのデータによれば、これは、高度

吉川沙織君　この答弁、大事にしておきたいと
思つてゐる。

た知識・技術を持つ専門職の自律的・は働きたいといふニーズに応え、意欲と能力を十分に發揮できるよう、めり張りのある働き方を可能とする制度」とあります。

そして、労働政策審議会の答申を得た法案要綱においては、要件として、対象業務については、高度の専門的知識、技術又は経験が必要、従事した時間と成果との関連性が通常高くなら」と、そ

も、内閣提出法律案の責任者はどなたでしょつか
内閣総理大臣（安倍晋三君）済みません。ち
ょっと失礼しました。

して、今御指摘の年収要件については、支払われる見込まれる賃金の額が平均給与額の三倍を相当程度上回ることとしており、「これをしつかりとした法案を今策定するべく、立党プロセス含めて進めていきたい」と仰っています。

当然、そういうことで法案の中に盛り込むわけではありませんから、法律を改正しない限り年収要件の引下げはできないといつてになるわけあります。

吉川沙織君 将来的に、今は三倍を相当程度となっていますけど、二倍に減つたり、程度になつたりということは今のところは絶対ないということでしょうか。

國務大臣（加藤勝信君）　高度プロフェッショナル制度の趣旨を今のように申し上げました。その趣旨に反してそつした要件を緩和していくとい

うか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） これは実態の話

けでございまして、その段階において、党におけるプロセスにおいて政審を通らない、あるいは総務会を通りないなどということになればこれ掲出ができないということでもやつておりますので、

実態としてそういうお話をさせていただいたわけ
で「じゃこまして」ですか、それが調つていな
段階でいつかといつとは申し上げられないとい
う実態についてお話をされていただいたといふで
「じゃこます。

吉川沙織君 内閣から法案を国会に提出する際しては、慣例上、立憲審査が必要だといつては私も承知しておりますが、例えば法案の提出をしないことこのとおりは立憲に諮られるんでしょいか

内閣総理大臣（安倍晋三君）しないところについては、これは内閣において、言わば形式的ににはまさに内閣において決めることができるわけだ」といいます、まだ出していない、党にお諮り

をしていないわけですか。

か一人で決めてくるかの」とくの批判もございましたが、もしかしたらそういうではないわけでございました。昨日も、自民党、公明党それぞれの政策責任者、幹事長に諮つた、考え方を諮つたところでござります。

吉川沙織君 閣法を提出しないところとは、内閣総理大臣、内閣のトップ、行政の長である総理がお決めになればいいことだと思いますので、今回の働き方改革関連法案も、高度プロフェッショナルと裁量労働制、両方削除した形で、働く人のために、命守るために、それから、もう一回精査をしつかりしていただいて、新しい調査をしていただいた上で立法府たる国会に御提出いただきたいと思うんですが、総理、いかがでしょう。

内閣総理大臣（安倍晋三君） もちろん、私もして働く人の命を守りたいという思いでは同じだと思います。だからこそ健康確保措置等はちゃんとやらないければいけない。

ただ、裁量労働制の業務拡大との高度プロフェッショナル人材、高度プロフェッショナルについては、これは、高プロは、もう御承知のように、新たに創設するわけでありまして、裁量労働制の企画業務型、今まで専門業務型がございましたが、これは今まであるものの中において企画業務型をこれ拡大をするわけでありまして、ですから、今まであるこの裁量労働制の中で調査を行い、様々

な問題点が指摘をされたといふなど、このように思つております。

この高プロの場合は、年収、平均の三倍、十七十五万円以上といふことになりますので、もちろんこれは書面で本人の同意を確認するということもあります。

この交渉力も相当違うんだな、この認識でございまして、あと詳しここにはまた必要であれば厚労大臣から答弁をさせていただきますが、そういう観点から、この三本柱については一体として提出をさせていただきたいと、このように考えております。

吉川沙織君 立法府への法案の提出の在り方、それから今回の法案の内容についてはこれからもしっかりと見ていくたいと思います。何より、法案の根幹を搖るがしかねない不適切なデータの取扱いの事案があつたということは法案の提出そのものにも疑義が付きますので、野党として、数は少ないのでござりますけれども、しっかりとチェック機能を果たしていくかと思います。

統計等データの信頼性はもちろんですが、行政文書を通じて諸活動の説明責任を果たす役割は、政府には求められています。

昨年の予算委員会から、国有財産である国有地売却をめぐる事案について多くの議論がなされて

います。国の財政を処理する権限は行政権たる内閣に属しますが、これを国民の代表機関である国会の統制の下に置かなければならないという原則は財政民主主義を反映したものであります。

財政民主主義の一つとして会計検査院の存在がありますが、その地位について会計検査院に伺います。

会計検査院長（河戸光彦君） 会計検査院は、憲法第九十条及び会計検査院法第一條によりまして、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしております。

吉川沙織君 平成九年に国会法と会計検査院法が改正されました。国会から会計検査院に検査要請制度がつくれられましたが、この制度の経緯と趣旨について参議院に伺います。

事務総長（郷原悟君） お答えいたします。

会計検査院に対する会計検査要請制度は、平成九年の第百四十一回国会で、衆議院提出に係る国会法一部改正によりまして創設されたものでござります。

この国会法改正は、国会の行政監視機能の充実強化を図ることを目的として、衆議院の決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、会計検査院の機能を国会が機動的に

利用することができるようとする必要があるとの考え方から、会計検査要請制度を創設するなど、所要の規定の整備を図つたものであり、平成十年の百四十一回常会の召集日に施行されました。

なお、会計検査院は憲法上の機関でありますので、会計検査院への会計検査要請制度の創設については、会計検査院の独立性に鑑みて国会法及び会計検査院法の改正が行われたものとされております。

吉川沙織君 同じことを会計検査院にも伺います。

会計検査院長（河戸光彦君） お尋ねのありました国会から会計検査院に対する検査要請の制度につきましては、平成九年の国会法等の一部を改正する法律により創設されたものでございます。

この法律は、国会の行政監視機能をより強化する趣旨のものと承知しております。

具体的には、国会法の改正により、各議院や各議院の委員会などが会計検査院に対して特定の事項について検査を実施してその結果の報告を求めることができることとなり、同時に、会計検査院法の改正により、会計検査院は国会からの要請事項について検査を実施してその結果を報告することができるとの規定が創設されたものでござります。

吉川沙織君 昨年三月六日、当参議院予算委員

会は国会法第百五条の規定に基づいて会計検査院に検査要請を行いました。内容について参議院事務総長に伺います。

事務総長（郷原悟君） お答えいたします。

平成一十九年三月六日の参議院予算委員会で議

決いたしました国会法第百五条に基づく会計検査院への検査要請の内容でございますが、学校法人森友学園に対する国有地の売却等について、検査の対象は財務省及び国土交通省、検査の内容は学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する

次の各事項、一、大阪府豊中市の国有地の貸付及び売却の経緯、二、貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性、三、当該国有地の貸付及び売却に関する行政文書の管理状況。
以上でござります。

吉川沙織君 国会からの会計検査院への検査要請を受けて、会計検査院はその検査を受けて、昨年十一月終わり頃に国会と参議院予算委員会に対して、つまり立法府たる国会に対してその結果を報告いただきました。

先ほど、国会法第百五条の創設、それから会計検査院法第三十条の三の制度の趣旨と経緯について教えていただきました。お互い要請をすることができる、お互に受けて報告することができる規定になっております。そのできる規定は、会計検査院の独立性を重んじたものに係るものですが、そ

れを受けたところでは、検査院、重いことではないんでしょうか。

会計検査院長（河戸光彦君） 会計検査院とい

たしましては、国会から検査要請が行われた場合

には、要請を真摯に受け止め、要請を受諾するか

の検討を速やかに行うこととしております。

平成一十九年三月六日に参議院予算委員会より検査の要請がございました学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関しましても、会計検査院はこの要請を真摯に受け止め、翌三月七日に、要請を受諾して検査を実施して、その検査の結果を報告することを決定し、この日を参議院に対する

通知しております。

吉川沙織君 それだけ重い検査要請、そして、受けていただいて、報告もいただきました。

ただ、その報告が出る前の日以降、財務省からたくさんいろんな文書が見付かりました。開示請求によって見付かったということですが、本来、この検査要請に対して出すべき文書ではなかつたんでしょうか、財務省。

政府参考人（太田充君） お答えを申し上げます。

御指摘の法律相談文書は、開示請求があつて、それを受けて十月下旬から十一月にかけて近畿財務局の局内全体で文書の探索を行つたところ、法律相談の文書に気が付いたところでござつま

して、開示請求の対象となる売買のタイミングのときということですが、五つの相談文書、その後それ以外にも法律相談の文書があるということを把握をいたしました。

委員からお話を「ございましたように、最初の五つの文書については、検査報告書が十一月の二十日でございましたが、その前日の十一月の二十一日に提出をするということになりました。そのときにも、残りの文書があるということは気が付いておりましたので、同じ十一月の二十一日には、残りの文書は後ほど提出をさせていただきます」というふうに検査院には御報告を申し上げた上で、大宗、残り二十あるんですが、大宗は、十九は十一月二十一日に、残りの一つが一月五日提出をするという格好になりました。

委員御指摘のように、検査の過程において、その時点では遅れた、気が付かなかつた、気が付けなかつたということは事務方としては大変申し訳ないだと思つております。おわびを申し上げます。

吉川沙織君 会計検査院伺います。

この今財務省が答弁で触れた文書は、求めていたものは含まれていますか。

会計検査院長（河戸光彦君） 会計検査院は、参議院からの要請を受けて実施いたしました学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会

計検査における近畿財務局に対する実地検査において、具体的に文書名を特定して行ったものではございませんが、資料を提示した上で説明を求めております。

昨年十一月二十一日以降に財務省から会計検査院に提出されました一十五件の法律相談書等の資料のうちには、「これに該当するものが含まれていると認識しております。

吉川沙織君 会計検査院法第一十五条及び第二十六条では受ける側の義務を定めていると思ってますが、その趣旨について、会計検査院、教えてください。

会計検査院長（河戸光彦君） お尋ねのあります平成十七年に行われました会計検査院法の改正は、参議院におきまして会計検査機能の充実等について御検討いただき、決算委員会の御提案で行つていただいた経緯がござります。

この改正におきまして、第二十五条の実地検査に関する規定につきまして、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならないとの規定が

追加されております。また、第一十六条の帳簿、書類その他の資料等の提出の求めに関する規定につきましては、「これらの求めを受けたものは、これに応じなければならないとの規定が追加されております。

吉川沙織君 会計検査院伺います。

この今財務省が答弁で触れた文書は、求めていたものは含まれていますか。

会計検査院長（河戸光彦君） 会計検査院は、参議院からの要請を受けて実施いたしました学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会

その趣旨でござりますが、会計検査の受検義務

に関しましては、この改正前から、会計検査院の検査を受けるものは、その活動の原資が国民の負担による税金等であることとに鑑みまして、その会計経理について説明責任を負つており、実地検査や資料の提出の要求には当然應ずべきものと考えられてきたところではございますが、検査のより一層円滑な実施のために、実地の検査を受けるもの及び資料等の提出の求めを受けたものの受検義務を法文上明記する必要があると判断されたものと承知しております。

吉川沙織君 実地検査に応じる義務の第二十五条及び第二十六条に、財務省、反していませんか。

政府参考人（太田充君） 先ほど申し上げましたとおり、大変申し訳ないことだと思っております。

その上で、二十五条、二十六条に該当するかどうかは、私どもは検査を受ける立場でござりますので、私どもがそれに該当する、該当しないといふことを判断して申し上げられる立場ではないと存じております。

吉川沙織君 先ほど理財局長、開示請求がありて、探索したら見付かった。どれくらい探索したんですか。

政府参考人（太田充君） 十月末から十一月にかけての日数を掛けて探索をしたということになります。

吉川沙織君 情報公開請求は罰則の対象になります。ただ、会計検査院法二十五条及び二十六条、そして国会からの検査要請については罰則がありません。だから見付けなかつたんぢゃないんですか。

政府参考人（太田充君） 情報公開請求は、一定の文書の特定をいただいて、それに基づいてやるところにござりますが、その意味で、ある意味での文書の特定をされたものが近畿財務局全体にわたるものでございましたので、そつとう意味で気が付いたところでござります。

会計検査院の報告におきましては、午前中の委員会でも御質疑がござりましたけれども、この法律相談文書は基本的には損害賠償請求に当たる、当たらないといった議論をしてあるものでござります。会計検査院報告においては、こいつものが、あれば、要すれば、損害賠償に関して決裁文書に特段の記述がないなど具体的な検討内容が明らかでなかつたという指摘をいただいておりまして、これが事前に気が付いておれば、何らかの意味で、口頭で説明しておきましたけれども、説明の一助にはなったのではないかという意味では私どもとして大変残念ですし、大変至らなかつたというふうに思つておるところ次第でござります。

吉川沙織君 国会法第二百五条の規定に基づいて国会から検査要請を会計検査院にいたしました。

会計検査院から財務省に対して要請があつた、それを、立法府の意思も、独立した会計検査院からの要請も軽んじて居るのではないでしょうか。どうですか。

政府参考人（太田充君） 国会からの御要請、検査院からのお話というのをもう重々承知をしています。その上で気が付かなかつた、気付けなかつたところとは残念ながら事実でござります。誠に申し訳ございません。

吉川沙織君 一月一日の衆議院予算委員会で理財局長は、検査に協力する、一月七日の衆議院予算委員会で財務大臣は、財務省としても可能な限り協力する。これは、検査院法は受検義務を定めています。これを軽んじている答弁ではないでしょうか。財務大臣、いかがでしようか。

国務大臣（麻生太郎君） 先ほど理財局長太田の方から御説明申し上げたとおりなんであつて、私どもとしては全面的に協力すると。本人が申し上げおりましたとおり、気が付かなかつたということだと存じます。

吉川沙織君 行政の信頼性を獲得するための文書がどこを探しても見付からない、見付けられなかつた、平時でもあつてはならないことではないでしょうか。

吉川沙織君 今日は国民注視、かつ国会法に基づく立法府からの検査要請であつても、七か月もの間文書探索

しても分からなかつた。厚生労働省の場合は、倉庫に三十一箱段ボールがあつたということを一生懸命探していただけて見付かったということだと思いますが、これでは行政文書を始めとする公文書管理の在り方そのものに疑問符が付きかねませんが、総理の御見解をお伺いします。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 国会において御指摘されたことなどを踏まえて、政府としては、昨年末に行政文書の管理に関するガイドラインを改正をし、そして公文書管理の質を高めるための取組を行つたところでありまして、今後、同ライセンスに沿つてより適切な公文書の管理に努めてまいりたいと思います。

吉川沙織君 ガイドラインは、あくまでも公文書管理法に基づき各行政機関が規則を定めるに当たって踏まえるべき指針にすぎません。今国会で財務大臣も理財局長も、規則にのつとつて保存しております。法律違反ではございません、繰り返し答弁をさせていただきます。

しかしながら、この公文書等の管理に関する法律第一条の目的を踏まえるならば、政府としての説明責任を十分に果たし、行政に対する国民の信赖を獲得することができる、高めることができる」と政府は考えて居るのか、改正趣旨の担保について官房長官に伺います。

国務大臣（梶山弘志君） 行政文書の管理の在

り方につきましては、公文書管理法施行五年後の見直しとして、有識者から成る公文書管理委員会で御議論をいただいており、さりに、昨今の様々な御指摘も踏まえて昨年末に行政文書の管理に関するガイドラインの改正を行つたといひであります。

改正ガイドラインにおきましては、意思決定過程等の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については一年以上の保存期間を設定する」と、一年未満の保存期間を設定可能な行政文書の類型を示して従来より大幅に限定することなどを定めたといひであります。

改正ガイドラインを踏まえて、本年度中に各府省が行政文書管理規則の改正を行つことになつておりますが、その改正に当たつては、内閣府が協議を受け、公文書管理委員会による第三者的見地からのチェックを受けた上で、すり合わせをした上で、同意するか否かについて判断することになつております。また、公文書を扱う職員一人一人の意識をより一層高めていくことも重要であるとかい、各府省職員向けの研修の充実や行政文書の適切な作成、保存に係る点検、監査の実施など、公文書管理の質を高めるための不斷の取組を進めながら、行政に対する国民の信頼を高めてまいりたいと考えております。

吉川沙織君 改正ガイドラインによれば、行政

文書とみなすかどうかは、文書管理者である課長級の判断によるとされています。課長級が確認する仕組みに変えると、課長が確認していかつたらそれは私有文書でしきうとなつたら、永遠に闇に葬られることになります。今回の財務省の事例によろしく、各行政機関に行政文書か否かの判断を求めてしまつた場合、省内ですら探索しまくらないと氣付かなかつたぐらいですから、実効が上がるかどうか、甚だ疑問です。

ガイドラインを踏まえて、定められた規則にのつとつて管理されていたとしても、信頼するに足りるかどうか。実効性をどう担保するんですか。

國務大臣（梶山弘志君） 先ほども申しましたように、ガイドラインに従つて、今、行政文書管理規則を各省庁で作つております。これに関しては、外部の公文書管理委員会もチェックも入つてくる、すり合わせもしていくことになつて、この一月から三月の間までにかなりの作業量で今進めていふところであります。

それらも踏まえて、今度は総理が協議を受けて同意をするということになつております。そして、その後の運用ということになります。吉川沙織君 実効性をどう担保するんですか、

今回の財務省の事例を引き合ひに、公文書管理、どうやってやるんですかといひことをお伺いしてあります。

国務大臣（梶山弘志君） 二十二年四月に公文書管理法が施行されまして、五年の見直しも含めて、ずっと御指摘も受けてまいりました。それと併せて、昨年の様々な出来事、御指摘を受けてまいりまして、それを今、ガイドラインにまとめたことがあります。彼らを公文書管理委員会とすり合わせしながらとこうになりますし、それらについては各省庁の責任者においてやつていくところになりますけれども、研修も、意識を高めることも含めてこれからしっかりとやつてまいりたいと思つております。

吉川沙織君 研修のリフレインでしたけれども、

財務相は一月十五日の衆議院予算委員会で、「この検査報告は、公文書管理法に照らして財務省の文書管理の適正性を判断しているものではない」と答弁されています。この答弁を踏まえるならば、政府として、公文書管理法に照らした場合、財務省の文書管理は適正と言えるのか。総理に伺います。

國務大臣（梶山弘志君） 公文書管理法に基づいて行政文書管理規則が定められておりますので、それに基づいての認識であると思っております。吉川沙織君 財務大臣は、今回の一連の問題についての検査報告は公文書管理法に照らして財務省の文書管理の適正性を判断しているものではない。確かにそれ以外のこととは法的には違反がな

つたという結論ですけれども、公文書管理法に照らした場合、結構いろいろあるんですけど、いかがでしょうか。

国務大臣（梶山弘志君） 公文書管理法に照らしてその行政文書管理規則もできているわけありますし、また、目的もしっかりと照らし合わせた上で意識をしていただいていると思つてあります。これらについてしっかりと徹底をしてまいりた彻底を図つてまいりたいとこうあります。

吉川沙織君 公文書管理法、いろいろあるんですけど、第三十一条は、内閣総理大臣による報告、資料提出要請や実地検査ができる、改善が必要な場合は勧告が内閣のトップとしてできるとこう規定があります。

今回の件、公文書管理法に照らすなら財務省の文書管理の適正性は問われてしかるべきですから、これは政府としてやるべきじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

国務大臣（梶山弘志君） 真摯に受け止めて対応してまいりたいと思っております。（発言する者あり）

委員長（金子原一郎君） 速記を止めてしまい。
〔速記中止〕
委員長（金子原一郎君） 速記を起してください。

国務大臣（梶山弘志君） 繰り返しになりますけれども、研修等で意識を高めていくこと等、適切に行われているかどうかの点検、監査を実施をすることも含めしっかりと徹底をしてまいりたかがですか。

吉川沙織君 今の答弁を受けて、官房長官、いたおりでありますし、政府としては、公文書管理制度の趣旨にのっとり、そこは対応していく必要があると思います。

吉川沙織君 この一連の問題については、行政の信頼性、獲得するための文書が見付からなかつた、見付けられなかつたというような事例が去年の予算委員会の事例からも明らかになりましたし、データもいろいろ疑義があるものがたくさんありますので、これからもしっかりと見ていただきたいと思っています。

国務大臣（麻生太郎君） 吉川先生から、いわゆる、何だ、就職氷河期でしたしね、就職氷河期世代と所得税収の関係についての御質問がありますが、これは一定の仮定を置いて試算をして、平成二十四年七月のときには五百億円程度、昨年十二月には七百億円程度の所得税収の影響がある旨答弁しているところであります。

当時のそれぞれの試算においては、いただいた質問の内容を踏まえて、異なる年齢層を対象としております。具体的には、就職氷河期世代にたしておられます。関わる影響を試算するに当たって、平成二十四年に關しましては、若年層についてのお尋ねがあつておりますので、十五歳から三十四歳の年齢層に

心で活動しなければ、社会的なコストの負担も大きくなるからなってきます。

平成二十四年の質疑において、その就職氷河期世代が正社員になれないことによるマイナスの影響額をお伺いしたところ、国税において五百億、地方税において一千億、去年の十一月、改めてお伺いしましたところ、国税においてマイナス七百億程度、地方税についてはマイナス一千一百億程度と、減収額が拡大してしまいました。

最初に一点確認いたします。

国務大臣（麻生太郎君） 吉川先生から、いわゆる、何だ、就職氷河期でしたしね、就職氷河期世代と所得税収の関係についての御質問がありますが、これは一定の仮定を置いて試算をして、平成二十四年七月のときには五百億円程度、昨年十二月には七百億円程度の所得税収の影響がある旨答弁しているところであります。

当時のそれぞれの試算においては、いただいた質問の内容を踏まえて、異なる年齢層を対象としております。具体的には、就職氷河期世代にたしておられます。関わる影響を試算するに当たって、平成二十四年に關しましては、若年層についてのお尋ねがあつておりますので、十五歳から三十四歳の年齢層に

係るデータを基に試算を行つたところであります。一方、昨年のものは、三十五歳から四十歳前半を迎えていた層についてのお尋ねがあつておりますので、三十五歳から四十四歳の年齢層に係るデータを基に試算したというのがその差だと存じます。

国務大臣（野田聖子君）お答えいたします。

財務大臣と重なるところが多いんですけれども、委員からこれまでいわゆる就職氷河期世代と税収の関係について御質問をいただきました。一定の年齢層の非正規雇用者が正規雇用者と同じ年収を得ていないことによる個人住民税への影響について一定の仮定を置いて試算し、平成二十四年七月には一千億円程度の減、そして昨年十一月には一千三百億円程度の減の影響があると総務省から答弁をいたしました。

ただし、それぞれの御質問においては対象の年齢層が異なつていたと理解しております、具体的には、平成二十四年の御質問においては、お尋ねの年齢層が就職氷河期世代を中心とする若年層とされていましたことから、財務省と同様、十五歳から三十四歳の年齢層に係るデータを基に試算を行い、一方、昨年の御質問におきましては、お尋ねの年齢層が三十五歳から四十歳前半を迎えていた就職氷河期世代とされていたことから、これも財務省同様、三十五歳から四十四歳の年齢層に係るデータを基に試算を行つたところです。

吉川沙織君 今、それぞれ平成二十四年の答弁と一十九年で違つという御答弁いただきました。

では、昨年十一月の基準に合わせた五年前の就職氷河期世代の国税、地方税に係る減収額、財務、総務、それぞれの大臣に伺います。

国務大臣（麻生太郎君）繰り返しになりますけれども、昨年十一月の答弁に当たつてのその御質問に沿つていわゆる就職氷河期世代の三十五歳から四十歳の年齢についての試算を行つて、今回

の御指摘のようにその年齢層の世代について平成二十四年当時に遡つて一定の仮定を置いて試算をすれば、幅を持って捉える必要はあると存じますが、所得税収の影響は約四百億円マイナスという程度になるうかと存じます。

国務大臣（野田聖子君）今回御指摘のように、平成二十四年当時に遡り、三十歳から三十九歳の年齢層について国税と同様に一定の仮定を置いて試算をしたところ、幅を持って捉える必要はありますが、個人住民税への影響は七百億円程度の減となります。それでよろしいですか。

吉川沙織君 この五年で、就職氷河期世代が正規の職員、社員として働けないことによる国税、地方税への影響を合わせると八百億円マイナス、国と地方を合わせて合計で四千億円もの税収を失っているということになりますし、また、この世代は働き手として最も多くです。

この四十年代の賃金が伸びていないところでも統計上実は明らかです。ほかの年齢層は上がりつりますが、三十五歳から四十四歳はとどめ置かれていますが、個人消費の勢いが付かない理由の一つではないかと考えますが、総理、何かこれ見て、御覽いただいて、御見解あればお願いします。

内閣総理大臣（安倍晋三君）日本においては、新卒者を採用するといつ慣行が長らく続いているます。近年は必ずしも新卒だけに人材を頼っています。そこで、新卒だけに人材を頼つてはならないわけではありませんが、それだけに、言わば就職氷河期をつくつてはならないといふ決意で今、経済政策に臨んでいるところですが、いわゆる就職氷河期世代の方々の中には、現在、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面する方がいらっしゃいます。こうした方々にも今後の我が国の社会経済を支える人材として活躍していただけるよう、就労支援を進めることは極めて重要と考えています。

このため、就職氷河期世代を含めたフリーランス等への正社員就職支援の拠点である、わかものハローワークを全国二十八か所、わかもの支援センター等を全国一百二十か所に設定をしまして、それらにおいて、不安定な仕事に就いている方々により安定した仕事に就いていただけるよう、マ

ンシーマンによるきめ細やかな相談支援や就職プランの作成なども行つとともに、就職後においても相談などのフォローアップを行い、職場への定着を支援をするなどの取組を行つほか、来年度新たに、無業の若者の就労支援の拠点である地域若者サポートステーション、これ全国で百七十五か所ありますが、において、就職氷河期世代の無業の方々が働くことに向けて踏み出せるよう、生活面の改善や職場体験などを含めた幅広い支援を行うモデル事業を十か所において行つなどしているわけでありまして、雇用失業情勢の改善が進んでいる、有効求人倍率が高くなつてゐる今こそしっかりと取り組んでいきたと、このように考えております。

吉川沙織君 今の総理の御答弁の中で無業者に対する支援等々お話ありましたけれども、このパネルは無業者について書いていますが、この無業者は引きこもりではありません。でも、今、引きこもつていて三十五歳、四十歳以上も自治体によつては過半数ぐらいあるのではないかといつ、こゝへ自治体独自の調査結果もござります。

来年度予算で、三十五歳から四十四歳はもう四十年から五十九歳、上の実態を正しく把握するにこそがその世代への政策に資するといふことで概算要求盛り込まれていたようだ、それが、全額確保できたか、担当大臣にお伺いし

ます。

国務大臣（松山政司君） 吉川委員にお答えいたします。

内閣府としましては、平成二十一年度と平成二十七年度に、十五歳から三十九歳までの方々を対象にした引きこもりに関する調査を実施いたしました。この調査を比較しましたところ、依然として五十万人を超える高位水準、そしてまた高齢化、そして長期化が傾向が見られたこともありまして、平成三十年度の概算要求において、四十歳以上の方々を対象とした引きこもりに関する調査を実施するところとして一千五百万円を計上いたしているとのふうでござります。

内容につきましては、四十歳から五十九歳までの方々四十名程度を調査対象といたしまして、日常生活の状況、あるいは引きこもりとなつた原因、そしてまた引きこもりが長期化した原因、相談機関の利用状況等々について調査をすることと想定をいたしております。

吉川沙織君 続いて、厚労大臣に伺います。今、国税、地方税に与える影響額、それから高齢化、長期化している引きこもりについて伺いましたけれど、この世代が年金受給世代になつたときの生活保護費の将来推計、今からして将来に備えることが、この世代のためにも、それから社会全体のコストのためにも大事なことだと思つて

ですが、そつこつ試算はしませんか。

国務大臣（加藤勝信君） 就職氷河期世代に限らず、生活保護費の将来推計といつことで、たしか平成二十四年に吉川委員から御指摘があつてお出しをさせていただきました。ちょうどそのときは社会保障の将来推計をやつた時期でありまして、特に生活保護の医療扶助、これ非常に大きなシェアで、これをどう置くかというのは非常に大きな課題であります。現在、社会保障費の将来推計はそこで止まつておりますので、やはりその辺のデータをしつかりした上でなければ、なかなか推計そのものも難しいといつ事情がござります。

ただ、いずれにしても、その就職氷河期世代の方も含めて、将来生活に困窮するおそれのある方については、その生活保護に至る前の段階から早期に支援を行つていく、先ほど総理から就労支援等々も話もござりました。また、生活困窮者自立支援制度においては、そうした就労支援のみならず、家計相談支援、住まいの確保、これに取り組むことと、できる限りそうした生活保護受給に至らずに生活を立て直しをしていく、それをしつかり支援をしていきた」と思つております。

応していきたいと思します。

吉川沙織君 平成二十四年、この場所で厚労省にお伺いしたときは、将来推計、しっかりと出していただいたんですが、今回はお出しitだけないということでした。

一 点伺います。

Jの世代が就職氷河期があつたという事実が将来的な生活保護費にプラスマイナス、どちらかに影響があるとは思つたですが、いかがでしょうか。

国務大臣（加藤勝信君） Jの世代は、団塊ジニアムとJともあります。世代のボリューム感も大変大きい。そして、その辺の動向が、委員も御指摘あり、私も見ていて、経済の成長と同じように、世代が上がるだけじゃなくて、やはりそこに一種のゆがみというか特性があると思います。残念ながらその特性はまだ取れていないという状況にあります。

我々、その辺をしつかり認識して、先ほど申し上げたような施策をしつかり進める中で、そういう方が就労に結び付いていける、しつかりと暮らししが立てていける、そして生活保護に行く前に手当ををしていける、そういう取組を進めていきたいと思います。

吉川沙織君 私も就職氷河期世代真っただ中で就職活動をする前年に山一証券とか大きな企業がどんどん倒れていく姿を目の当たりにしました。

私は運と縁と巡り合わせが良くて、最初から社会に出で働くことができました。同世代の多くは、どれだけ靴の底すり減らしても正規の職がなくて、今も賃金が低い世代にとどめ置かれています。正しい統計を取つて政策立案をする今日は必要性と行政文書の適正な管理についてお伺いいたしました。立法府の一員として、これからもしっかり見てまいります。

ありがとうございました。